

# 福岡県非行防止・ネット依存防止地域ミーティング実施要領

## 第1条 目的

本事業は、地域団体等が主催する青少年に関わる問題に関する学習会に対して県が講師を派遣し、その費用を負担することにより、地域における青少年に関わる問題に対する理解の促進と問題意識の高揚を図ることを目的とする。

## 第2条 事業内容

県内の地域、学校、団体、企業等において、青少年に関わる問題に関する学習会を県が選定した講師に講演等を依頼して開催する場合に、その派遣費用（謝金及び旅費）を県が負担する。

## 第3条 適用対象

(1) 本事業の適用対象となる学習会は、次の各号の要件を満たすものとする。

### ア 学習会の目的

非行やネット依存をはじめ、青少年に関するさまざまな問題をテーマとし、その理解や対応について、家庭、学校、地域での取組を促す目的で実施されるもの。

### イ 学習会の形式

講演もしくは実践講座（受講者の主体的な学習を促す受講者参加型の形式（ワークショップ、討議、意見交換、事例研究等））等の形式によるもの。規模は問わない。

### ウ 学習会の主催者

P T A、子ども会、自治会、地方公共団体、その他団体・企業等

(2) 次の各号に掲げるもののいずれかに該当すると認めるときは、対象としない。

### ア 営利を目的に実施するもの

### イ 特定の政治的又は宗教的活動を目的に実施するもの

### ウ 暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者が実施するもの

### エ 主催者から講師へ謝金・旅費を支給するもの

### オ 第1項の各号及びその他本事業の趣旨に反するもの

## 第4条 派遣申請

学習会的主催者は、講師の派遣を受けようとするときは、学習会を開催しようとする日の30日前までに非行防止・ネット依存防止地域ミーティング講師派遣申請書（様式1）に必要書類を添えて、福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局青少年育成課長（以下「青少年育成課長」という。）に提出するものとする。

## 第5条 派遣

青少年育成課長は、主催者から非行防止・ネット依存防止地域ミーティング講師派遣申請書が提出されたときは、内容を審査の上、予算の範囲内で講師派遣の可否を決定す

るものとする。

青少年育成課長は、講師を派遣することを決定したときは、本事業の講師として登録されている者から、主催者の希望等により選定し、主催者に通知するものとする。

#### 第6条 学習会の実施結果報告

学習会の主催者は、当該学習会の終了後、10日以内に福岡県非行防止・ネット依存防止地域ミーティング講師派遣実績報告書（様式2）を提出しなければならない。

#### 第7条 費用の負担

青少年育成課長は、前条の規定による報告を確認の上、すみやかに講師に対する謝金及び旅費を支払うものとする。

#### 第8条 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は青少年育成課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年5月14日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年4月10日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年1月23日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年4月9日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年4月17日から実施する。